



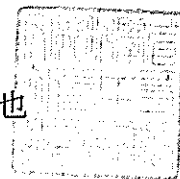
元初健食第9号
令和元年7月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
文部科学大臣所轄各学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県専修学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

三谷卓也



(印影印刷)

学校保健安全法施行規則等の一部改正について（通知）

この度、別添1のとおり、「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令（令和元年文部科学省令第9号。以下「整理省令」という。）」が、別添2のとおり、「不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理等に関する告示（令和元年文部科学省告示第18号。以下「整理告示」という。）」が施行されました。

今般の整理省令により、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）が、整理告示により学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示60号）がそれぞれ改正されましたが、改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遺漏の無いようお願いします。

また、各都道府県教育委員会学校保健担当課長においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会学校保健担当課長においては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課長においては所轄の学校法人に対して、各国立大学法人担当課長、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長、各公立大学法人担当課長、文部科学大臣所轄各学校法人担当課長及び大学を設置する各学校設置会社担当課長においてはその設置する学校（専修学校を含む。）に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長においては所轄の学校設置会社に対して、各都道府県専修学校主管課長及び各都道府県教育委員会専修学

校主管課長においては所管又は所轄の専修学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課長及び社会・援護局障害保健福祉部企画課長におかれては所管の専修学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長においては所管の学校に対して、このことについて周知されるようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨及び概要

(1) 学校保健安全法施行規則改正の概要

様式において、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び元号を改める政令の施行等に伴う所要の改正等を行ったこと。

(2) 学校環境衛生基準改正の概要

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、日本工業規格（日本産業規格）を引用する検査項目等について所要の改正を行ったこと。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 企画調整係

TEL : 03-6734-4950

E-mail : kenshoku@mext.go.jp

○文部科学省令第九号
不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和元年七月一日
文部科学大臣 柴山 昌彦

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令

第一条 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正

別記様式中「日本工業規格」を「日本標準規格」及び「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記様式別紙中「日本工業規格」を「日本標準規格」に改める。

第二条 学校施設の確保に関する政令施行規則の一部改正

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本標準規格」を「日本産業規格」に、「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記第一号様式中「官吏又は吏員若しくは」を「普通地方公共団体の長の補助機関である職員又は」に改める。

第三条 次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本標準規格」に改める。

一 身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）別表第一から別表第十二までの備考

二 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）別記第一号様式から別記第九号様式まで

三 著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）別記様式第三備考

四 教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）別記第一号様式及び別記第二号様式

五 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成八年文部省令第二十九号）別記様式

六 美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則（平成十年文部省令第四十三号）別記様式第一号から別記様式第十七号まで

七 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十五年文部科学省令第四十号）様式備考

八 登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第八号）別記様式

九 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律施行規則（平成十九年文部科学省令第三十七号）別記様式第一及び別記様式第二の備考

十 文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十二号）様式第一から様式第八までの備考

十一 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則（平成三十一年文部科学省令第四号）別記様式第一の一から別記様式第五までの備考

十二 重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号から別記様式第七号まで及び別記様式第九号から別記様式第三十三号までの備考

(学位規則の一部改正)

第四条 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第五条 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に「1

2

3

4

明

大 「3昭」 「4 「4平」 に改める。

昭 や 4平 び「4平」を 5令」

平」 5令」

様式第三号及び様式第三号の二中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に「1

2

3

4

明

大 「3昭」 「3昭」

2大 や 4平 に改める。

3昭 や 4平 5令」

4平」

様式第四号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に「1

2大 「3昭」

3昭 や 4平 5令」

4平」

「4 「4平」 に改める。

び「4平」を 5令」

様式第五号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に「4 「4平」

5令」

に改める。

様式第六号中「平成 年」を「令和 年」に「1

2大 「3昭」

3昭 や 4平 び「4平」を 5令」

4平」

に改める。

「4 「4平」 に改める。

び「4平」を 5令」

2大 や 4平 び「4平」を 5令」

3昭 や 4平 5令」

4平」

「1明 「3昭」

様式第七号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に「2大 や 4平

3昭 や 4平 5令」

「4平」を 5令」 に改める。

様式第七号の二中「第一条の三関係」を「第一条の四関係」に「平成 年 月 日」を「令

和 年 月 日」に「4平」を 5令」に改める。

様式第八号中「第一条の五、第三十四条の六関係」を「第一条の五、第三十三条の四関係」に「1

2大 「3昭」 「3昭」

3昭 や 4平 び「4平」を 5令」

4平」

「3昭 「4 「4平」 に改める。

4平 び「4平」を 5令」

5令」

様式第九号中「第二条、第三条の二、第三十四条の六関係」を「第二条、第三条の二、第三十三

条の四関係」に「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に「2大 や 4平

3昭 や 4平 5令」

「3昭 「4 「4平」 に改める。

び「4平」を 5令」

5令」

様式第十号中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に「日本工業規格」を

「日本産業規格」に改める。
（銃砲刀剣類登録規則の一部改正）
第六条 銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第七号様式及び第三号様式から第七号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。
第二号様式及び第二号の二様式中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（学校保健安全法施行規則の一部改正）
第七条 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。
第一号様式及び第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第三号様式から第七号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
「平成 年度」を「令和 年度」に改める。
「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(社会通信教育規程の一部改正)

第八条 社会通信教育規程(昭和三十七年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。 中

五 「田」を「~~田~~」に改める。

(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正)

第九条 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改める。

附則別記様式中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。

別記様式第一号の二から別記様式第八号までの規定中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。

(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成二十二年文部科学省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号の備考中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。 中

「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則(平成二十三年文部科学省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一備考中「~~田中~~」を「~~田中~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○文部科学省告示第十八号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和元年七月一日

文部科学大臣 柴山 昌彦

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理等に関する告示

示

（大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部改正）

第一条 大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成 年度」を「令和 年度」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二及び様式第三の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四から様式第七までの規定中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第八中「平成 年度」を「令和 年度」及び「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第九及び様式第十中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十一中「平成 年度」を「令和 年度」に改める。
（放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則の一部改正）

第二条 放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金交付規則（平成五年科学技術庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成 年度」を「令和 年度」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二及び様式第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
様式第四及び様式第五中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成 年度」を「令和 年度」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第七中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第八中「平成 年度」を「令和 年度」及び「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第九中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十から様式第十二までの規定中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十三中「平成 年度」を「令和 年度」に改める。
（学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部改正）

第三条 次に掲げる告示の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
一 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）様式第一一号から様式第十号まで

二 学校設置会社の大学等の設置の認可申請に係る書類、書類の様式及び提出部数（平成十五年文部科学省告示第百四十八号）の様式第一号から様式第十一号まで

三 令和元年度学校図書館司書教諭講習実施要項（令和元年文部科学省告示第四号）別表Ⅱ（リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部改正）

第四条 リサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四中「平成 年度」を「令和 年度」及び「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第五中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成 年度」を「令和 年度」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第七中「平成 年度」を「令和 年度」及び「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第八中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第九中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

様式第十中「平成 年度」を「令和 年度」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則の一部改正)

第五条 原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則(平成十四年文部科学省告示第百六十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三中「平成 年度」を「令和 年度」に、「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「平成 年度」を「令和 年度」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第五中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六及び様式第七中「平成 年度」を「令和 年度」及び「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第八中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第九中「平成 年度」を「令和 年度」に改める。

第六条 高等専門学校の教員資格の認定の申請について定める件(平成十五年文部科学省告示第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第十四条第二号」を「第十四条第三号」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第七号高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則(平成二十年文部科学省告示第百三十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第十一までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十二中「平成 年度」を「令和 年度」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第八条 高等学校学習指導要領の一部改正(高等専門学校学習指導要領の一部改正)

第三章第2節第2款第4の1及び3(2)ア、第14の3(2)エ並びに第20の3(1)イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第九条 学校環境衛生基準(平成二十一年文部科学省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「工業標準化法」を「産業標準化法」及び「日本工業規格(以下「日本工業規格」という。))」を「日本産業規格(以下「日本産業規格」という。))」に改め、同第二項の表中「日本工業規格C1609」を「日本産業規格C1609-1」及び「日本工業規格C1509」を「日本産業規格C1509-1」及び「日本工業規格Z8731」を「日本産業規格Z8731」に改め、第四條二項の表中「日本工業規格C1609」を「日本産業規格C1609-1」に改める。

(義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部改正)

第十条 義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成二十九年文部科学省告示第百五号)の一部を次のように改正する。

別表用語・記号等の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十一条 高等学校学習指導要領の一部改正(高等学校学習指導要領の一部改正)

第三章第2節第2款第4の1(1)及び3(2)ア、第12の3(2)ウ並びに第19の3(1)イ並びに第4節第2款第10の3(2)イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則中「平成34年」を「令和4年」に改める。

第十二条 高等学校教科用図書検定基準(平成三十年文部科学省告示第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二章1(5)中「また」を「また、心身の健康や」及び「健全な育成」を「健全な情操の育成」に改める。

別表用語・記号の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表計量単位の項中「単位S1」を「単位又はS1」に改める。

附則(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 第十条及び第十二条の規定は、令和四年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理等に関する省令 新旧対照表

○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

b

改正後		改正前	
第1号様式（用紙 <u>日本産業規格 A 4 縦型</u> ）（第4条関係）	第1号様式（用紙 <u>日本工業規格 A 4 縦型</u> ）（第4条関係）		
[略]	[略]		
第2号様式（用紙 <u>日本産業規格 A 4 縦型</u> ）（第15条関係）	第2号様式（用紙 <u>日本工業規格 A 4 縦型</u> ）（第15条関係）		
[略]	[略]		
第3号様式（用紙 <u>日本産業規格 A 4 縦型</u> ）（第25条関係）	第3号様式（用紙 <u>日本工業規格 A 4 縦型</u> ）（第25条関係）		
<p>文部科学大臣 殿</p> <p>都（道府県）教育委員会名 ㊦</p> <p>令和 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費） の基礎となる資料の提出について</p> <p>学校保健安全法施行規則第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>記</p>	<p>文部科学大臣 殿</p> <p>都（道府県）教育委員会名 ㊦</p> <p>平成 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費） の基礎となる資料の提出について</p> <p>学校保健安全法施行規則第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p>記</p>	<p>年 月 日</p> <p>号</p>	<p>年 月 日</p> <p>号</p>
<p>本年度7月1日現在において当都（道府県）立の<u>小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校</u>の前期課程又は特別支援学校の<u>小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数</u></p>	<p>本年度7月1日現在において当都（道府県）立の<u>小学校及び中学校並びに中等教育学校</u>の前期課程又は特別支援学校の<u>小学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数</u></p>	<p>人</p>	<p>人</p>

特別支援学校の 小学部及び中学 部関係	人
---------------------------	---

第4号様式 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型) (第25条関係)

号
日 月 年
都 (道府県) 教育委員会名 殿
市 (町村) 教育委員会名 ㊤

令和 年度要保護児童生徒援助費補助 (医療費)
の基礎となる資料の提出について
学校保健安全法施行規則第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において本市(町村)立の <u>小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数</u>	人 小学校、中学校 及び義務教育学 校並びに中等教 育学校の前期課 程関係	特別支援学校の 小学部及び中学 部関係	人
---	--	---------------------------	---

第5号様式 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型) (第25条関係)

号
日 月 年
文部科学大臣 殿
都 (道府県) 教育委員会名 ㊤

特別支援学校の 小学部及び中学 部関係	人
---------------------------	---

第4号様式 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型) (第25条関係)

号
日 月 年
都 (道府県) 教育委員会名 殿
市 (町村) 教育委員会名 ㊤

平成 年度要保護児童生徒援助費補助 (医療費)
の基礎となる資料の提出について
学校保健安全法施行規則第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において本市(町村)立の <u>小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数</u>	人 小学校及び中学 校並びに中等教 育学校の前期課 程関係	特別支援学校の 小学部及び中学 部関係	人
--	---	---------------------------	---

第5号様式 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型) (第25条関係)

号
日 月 年
文部科学大臣 殿
都 (道府県) 教育委員会名 ㊤

令和 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）
 の基礎となる資料の提出について
 学校保健安全法施行規則第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	特別支援学校の小学部及び中学部関係	人

第6号様式（用紙 日本産業規格A4縦型）（第27条関係）

号
 日 月 年
 文部科学大臣 殿
 都（道府県）教育委員会名 ㊹
 令和 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）に係る児童生徒数の配分について

学校保健安全法施行規則第27条の規定に基づき、別記のとおり報告
 します。
 別記

学校種別	市町村名	配分数
小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期		人

平成 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）
 の基礎となる資料の提出について
 学校保健安全法施行規則第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	特別支援学校の小学部及び中学部関係	人

第6号様式（用紙 日本工業規格A4縦型）（第27条関係）

号
 日 月 年
 文部科学大臣 殿
 都（道府県）教育委員会名 ㊹
 平成 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）に係る児童生徒数の配分について

学校保健安全法施行規則第27条の規定に基づき、別記のとおり報告
 します。
 別記

学校種別	市町村名	配分数
小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程		人

期課程

[略]	

第7号様式 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型) (第27条関係)

市 (町村) 教育委員会名 殿 年 月 日 号

都 (道府県) 教育委員会名 ㊟

令和 年度要保護児童生徒援助費補助 (医療費) に
係る児童生徒数の配分について

学校保健安全法施行規則第27条の規定に基づき、下記のとおり通知
します。

記

①配分児童生徒被患者 延数	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	人
	特別支援学校の小学部及び中学部	人
②文部科学大臣が定める児童生徒1人1疾病当りの医療費の平均額	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	円
	特別支援学校の小学部及び中学部	円
備	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	円
	特別支援学校の小学部及び中学部	円
	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	円
	特別支援学校の小学部及び中学部	円

[略]

[略]	

第7号様式 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型) (第27条関係)

市 (町村) 教育委員会名 殿 年 月 日 号

都 (道府県) 教育委員会名 ㊟

平成 年度要保護児童生徒援助費補助 (医療費) に
係る児童生徒数の配分について

学校保健安全法施行規則第27条の規定に基づき、下記のとおり通知
します。

記

①配分児童生徒被患者 延数	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程	人
	特別支援学校の小学部及び中学部	人
②文部科学大臣が定める児童生徒1人1疾病当りの医療費の平均額	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程	円
	特別支援学校の小学部及び中学部	円
備	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程	円
	特別支援学校の小学部及び中学部	円
	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程	円
	特別支援学校の小学部及び中学部	円

③国庫補助の限度額	務教育学校並びに中等 教育学校の前期課程	円
考 $\frac{1}{2} \times \{① \times ②\}$	特別支援学校の小学部 及び中学部	円

③国庫補助の限度額	に中等教育学校の前期 課程	円
考 $\frac{1}{2} \times \{① \times ②\}$	特別支援学校の小学部 及び中学部	円

備考 表中「」の標記は注記ひょう。

○学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

学校環境衛生基準

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1)～(9) [略]	[略]
採光及び照明	(10) 照度	(ア)～(エ) [略] (オ) その他の場所における照度は、 <u>産業標準化法</u> （昭和24年法律第185号）に基づく <u>日本産業規格</u> （以下「 <u>日本産業規格</u> 」という。）Z9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
騒音	(11) [略]	[略]
	(12) [略]	[略]

検査項目		基準
換気及び保温等	(1)～(9) [略]	[略]
採光及び照明	(10) 照度	(ア)～(エ) [略] (オ) その他の場所における照度は、 <u>工業標準化法</u> （昭和24年法律第185号）に基づく <u>日本工業規格</u> （以下「 <u>日本工業規格</u> 」という。）Z9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
騒音	(11) [略]	[略]
	(12) [略]	[略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げ

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げ

る検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(1)～(9) [略]	[略]
備考 [略]		
(10) 照度	日本産業規格C1609—1に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。 教室の照度は、図に示す9か所に最も近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 黒板の照度は、図に示す9か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 教室以外の照度は、床上75cmの水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に即して測定する。	
(11) [略]	[略]	
図 [略]		
(12) 騒音レベル	普通教室に対する工作室、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の影響並びに道路その他の外部騒音の影響があ	

る検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(1)～(9) [略]	[略]
備考 [略]		
(10) 照度	日本工業規格C1609に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。 教室の照度は、図に示す9か所に最も近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 黒板の照度は、図に示す9か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。 教室以外の照度は、床上75cmの水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に即して測定する。	
(11) [略]	[略]	
図 [略]		
(12) 騒音レベル	普通教室に対する工作室、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の影響並びに道路その他の外部騒音の影響があ	

騒音	<p>るかどうかを調べ騒音の影響の大きな教室を選び、児童生徒等がいない状態で、教室の窓側と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定する。</p> <p>等価騒音レベルの測定は、且本産業規格C1509-1に規定する積分・平均機能を備える普通騒音計を用い、A特性で5分間、等価騒音レベルを測定する。</p> <p>なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音から等価騒音を換算するための計算式により等価騒音レベルを算出する。</p> <p>特殊な騒音源がある場合は、日本産業規格Z8731に規定する騒音レベルを測定法に準じて行う。</p>
備考	[略]

第2～第3 [略]

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 [略]
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目	方法
水 (1)～(8) [略]	[略]

騒音	<p>るかどうかを調べ騒音の影響の大きな教室を選び、児童生徒等がいない状態で、教室の窓側と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定する。</p> <p>等価騒音レベルの測定は、且本工業規格C1509に規定する積分・平均機能を備える普通騒音計を用い、A特性で5分間、等価騒音レベルを測定する。</p> <p>なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音から等価騒音を換算するための計算式により等価騒音レベルを算出する。</p> <p>特殊な騒音源がある場合は、日本工業規格Z8731に規定する騒音レベルを測定法に準じて行う。</p>
備考	[略]

第2～第3 [略]

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 [略]
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期に検査を行うものとする。

検査項目	方法
水 (1)～(8) [略]	[略]

質	備考 [略]	
施設	(9)～(11) [略]	[略]
・設備の衛生状態	(12) 屋内プール	
	ア．．イ． [略]	[略]
	ウ．水平面照度	日本産業規格C1609-1に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。

質	備考 [略]	
施設	(9)～(11) [略]	[略]
・設備の衛生状態	(12) 屋内プール	
	ア．．イ． [略]	[略]
	ウ．水平面照度	日本工業規格C1609に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。

第5 [略]

備考 表中「」の標記は注記を参照。